

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カメルーン	第四次小学校建設計画のためのメ ルーン共和国政府との間の交換 公文	第四次小学校建設計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	1,098,000千円 H25.2.28まで	H21.3.31 ヤウンデ で (同日)	日本側 山本啓司在カメル ーン大使 側 ルイ・ポー ル・モタセ経済・計画・ 国土整備大臣	H21.4.15 212号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、_____と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。